令和元年 生駒市農業委員会第6回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和元年6月11日(火)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり

3番 田中 勇治 4番 染岡 政明

5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉

7番 北村 由子 9番 中本 眞人

10番 中谷 佳津代

農地利用最適化推進委員

上武 猛 中谷 明

北本 光美 髙貝 要明

川端 俊雄 山田 義美

中井 啓二

欠席者 なし

説明者 事務局 局長 林 宏次 局長補佐 巽 眞一

主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊

傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地の造成工事に係る届出について

報告事項

- 1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
- 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
- 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
- 4. 農地の転用事実に関する照会について
- 5. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 〇 令和元年度利用状況調查書類
- 〇 米政策改革推進対策現地確認日程表
- ○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 北村 委員、9番 中本 委員、10番 中谷 佳津代 委員

議案第1号「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼。

○係員 〔議案読み上げ〕

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土・切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等は不要だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要となっている。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

No.1~2の申請地の位置について

北田原町地内で、国道168線沿いにある奈良交通バス操車場の北田原より北約100メートルに位置する農地2筆。

申請理由について

本工事は本農地が周囲地盤から約80cm下にあるため、地盤面を上げ、畑としての利用をより良くしようとするものである。工事に際し地元水利組合及び隣接農地所有者の同意も添付されており、周辺農地への影響はない。

現地調査について

今月7日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、引き続き農地として利用していくとのことから、問題点はなかった。

No.3の申請地の位置について

上町地内にあり、真弓住宅地の西側にほぼ隣接する農地1筆。

申請理由について

本農地は急な傾斜地で畑としての利用がし辛く、また隣接地で土木工事が発生したことを契機に平地にならし、利用し易くするために切土するもの。なお切土の土砂は、届出した代理人の身内の方が所有する雑種地まで運搬する予定。本工事に際し、地元水利組合及び隣接農地所有者の同意も添付されており、周辺農地への影響はないと考えられる。本申請地は生産緑地の指定があるため通常であれば行為制限があるが、農地造成であり、生産緑地を所管する都市計画課に5月13日「生産緑地法第8条第1項の規定に

よる生産緑地地区内行為の許可申請」があり、同月末にその許可書が本届出者に交付されたので、行為制限にはあたらない。

現地調査について

今月7日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、引き続き農地として利用していくとのことから、問題点はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

- ○議長 No.1~2 について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- ○委員 本農地は国道沿いにあり一段下がっているため、以前からゴミが投げ入れられたり自動車の部品等が入ってきたりと、耕作しにくい状況であった。盛土をすることで耕作し易くなり、そういったことも幾分か緩和されるのではないか。
- ○議長 No.3 について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- ○委員 事務局の説明のとおりである。先日、草刈り等の対応があり筆界確認含め申請事情を 整理したところ。
- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認。

[「異議なし」の声あり]

議案第1号「農地の造成工事に係る届出について」の承認と受理書の発行を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」 について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1~8 については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、 提出されたものであり、権利の設定や移転のない農地転用。

No.1 の申請地の位置について

近鉄学研北生駒駅の南約300mのところに位置する上町の農地。議案第1号で承認された農地に隣接する農地。

報告事項

一戸建て住宅を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、 提出されたもので権利の設定、移転の伴う農地転用。

No.1 の申請地の位置について

近鉄菜畑駅の南南東約200mのところに位置する中菜畑2丁目地内の農地。

報告事項

譲受人は、本届出の隣接地で農地転用の届出をし自己用住宅を建築する予定だが、本届出地を畑として利用するのが難しくなってきたため、庭先利用を目的として、農地転用の届出がなされたもの。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

No.1~3 は、都市再生機構が取得した時点で農地でなくなっている農地。No.4 及び 5 は、 市街化区域で数十年前から農地でなくなっている土地。今般、農地利用最適化推進委員 と現地確認を行い、農地性がないとの確認した上で、その旨を法務局に回答したことの 報告をしているもの。

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

これらの報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可、事業計画の変更及び転用による工事が完了したことについてのもの。

以上で報告を終了。

- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認
- ○委員 切土・盛土とはどのようなことか。
- ○係員 (切土・盛土について説明。)
- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

- ○議長 独立行政法人都市再生機構はまだ農地を持っているのか。すべて生駒市に所有権移転 したのではないか。
- ○主幹 第2工区の担当に確認したところ、今回の農地は工区外とのことであり、生駒市に所 有権移転していない。
- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認。 [「なし」の声あり]
- ○議長 「その他」の〔令和元年度利用状況調査の実施について〕の説明を事務局に依頼。
- ○主幹 〔資料を説明〕

日時は7月~9月の約3ヵ月間を予定しており、原則午前9時30分から開始し雨天の場合は調査日を延期する。調査方法は図面を利用しながら原則、道路からの目視で行う。猛暑が予想されるのでこまめに水分補給し、体調管理に気を付けて調査していただきたい。

- ○議長 「その他」の〔米政策改革推進対策確認について〕の説明を事務局に依頼。
- ○補佐 [資料を説明]7月1日~9日で行う予定で雨天でも実施する。
- ○主幹 「新・農業人フェア (秋に大阪で予定)〕、「集落座談会の開催」について説明。

新・農業人フェアにおいて生駒市農業委員会もブースを設けているので、新規就農者 等に貸し出し可能な農地の情報提供をお願いしたい。

今年度の集落座談会の日程等が決まったら、事務局でも調整を行うので連絡いただき たい。

- ○補佐 正式な案内はまだないが、奈良県農業会議の研修会が7月17日(水)、午後1時より、いかるがホールにて開催予定である。詳細の説明と出欠確認を来月の定例会でしたい。
- ○議長 集落座談会について、今年度はどのような案を考えているのか。
- ○主幹 昨年度は北地区・中地区・南地区という大きなくくりで開催したが、今年度は農家区 ごと、もしくは2つぐらいの農家区ごとで開催していただきたい。議案については、遊 休農地の解消とともに遊休農地になる可能性がある農地をどうしていくかについては 集約・集積化、担い手を増やしていくことが重要であるので、まず各農家区で担い手を 探していくことを主眼にしたい。
- ○委員 前回の座談会で、地域差はあると思うが生産緑地についての質問が多くあがった。都 市計画課も交え適切な回答ができるような体制を整えたほうが良いと思われる。
- ○局長 生産緑地の解除についての周知は都市計画課が行うものである。よって周知の流れや スケジュールを座談会の前に、この定例会などで説明してもらえないか調整したい。

- ○議長 地域によって事情は違うが、農業委員会は農地をどう保全し、活用していくかという のが任務であるので、それを念頭に活動をお願いしたい。
- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

- ○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。
- ○主幹 次回の日程について

定例会 7月11日(木)午後2時 401・402会議室

現地調査 7月 5日(金)

前日7月4日(木)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時25分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和元年生駒市農業委員会第6回定例会の議 事録を作成し、ここに署名する。

| 議席番号 | 7番 | 北村 | 由子 |
|------|-----|----|-----|
| 議席番号 | 9番 | 中本 | 眞人 |
| 議席番号 | 10番 | 中谷 | 佳津代 |